

○豊富町乳幼児等医療費助成規則
平成16年7月23日規則第9号

改正

平成17年9月22日規則第36号

平成18年9月29日規則第33号

平成28年3月31日規則第18号

豊富町乳幼児等医療費助成規則

豊富町乳幼児医療費助成規則（昭和54年規則8号）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、豊富町乳幼児等医療費助成に関する条例（平成6年条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定める。

第2条 削除

（受給資格者の認定申請）

第3条 条例第4条の規定により、認定申請をしようとする者は、別記様式第1号による乳幼児医療費受給資格認定申請書（以下「認定申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

（1）医療保険各法による被保険者若しくは被扶養者たることを証する書類（以下「被保険者証等」という。）

（2）条例第3条第3号に規定する保護者（乳幼児の生計を主として維持する者に限る。）の所得の状況を明らかにする書類

（3）受給資格者又はその属する世帯員全員が市町村民税非課税世帯にあつては、世帯全員が市町村民税非課税者であることが確認できる書類

（受給資格者の登録及び受給者証の交付）

第4条 町長は、前条の規定により、認定したものについて別記様式第2号の乳幼児医療費給付登録台帳（以下「登録台帳」という。）に登録し、別記様式第3号の乳幼児医療費受給者証（以下「受給者証」という。）を交付するものとする。

2 受給者証をき損又は亡失したときは、別記様式第4号の乳幼児医療費受給者証再交付申請書を町長に提出し、再交付を受けなければならない。

3 第1項の受給者証は、毎年更新するものとし、その期間は6月1日から7月31日までの間とする。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りではない。

（受給者証の提示）

第5条 受給資格者は、医療を受けるときは、医療保険各法に規定する保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）に受給者証に被保険者証等を添えて提示するものとする。

（助成の方法）

第6条 条例第7条第2項に規定する助成の方法は、保護者が別記様式第5号による乳幼児医療費助成申請書に医療機関等で発行する一部負担金等を領収したことを証明する書類を添えて申請しなければならない。

（助成額の決定）

第7条 町長は、前条の規定による申請があつたときは、審査のうえ支払額を決定し、別記様式第6号による乳幼児医療費助成金支払通知書により当該申請者に通知する。

（助成額等）

第7条の2 条例第5条第2項に規定する額及び計算方法並びに負担区分等は老人保健法施行令（昭和57年政令第293号）第15条第2項（同項第2号）に掲げる者については第1号を適用する。）の規定の例による。

（変更の届出）

第8条 保護者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、乳幼児医療費受給資格変更届（別記様式第7号）を町長に提出しなければならない。

（1）加入している医療保険に変更があつたとき。

（2）住所に変更があつたとき。

（3）その他申請事項の内容に変更があつたとき。

（受給資格の喪失及び受給者証の返還）

第9条 受給資格者が次のいずれかに該当するときは乳幼児医療費受給資格喪失届（別記様式第8号）を町長に提出しなければならない。

- (1) 豊富町に住所を有しなくなったとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 条例第3条のただし書きに該当するに至ったとき。

2 前項の規定に該当するときは、すみやかに受給者証を町長に返還しなければならない。
（補則）

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成17年9月22日規則第36号）

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成18年9月29日規則第33号）

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第18号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行し、同日以降の医療費から適用する。

（経過措置）

2 平成28年3月31日以前に、現にこの規則による改正前の豊富町乳幼児医療費助成規則の規定により受給資格を有していた者に係る助成については、改正後の豊富町乳幼児等医療費助成規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別記様式第1号

別記様式第2号

別記様式第3号

別記様式第4号

別記様式第5号

別記様式第6号

別記様式第7号

別記様式第8号